

パパスイッチ 規約

第1条 (名称)

この団体は「パパスイッチ」と称する。

第2条 (目的)

この団体は「父親の育児参加」と、「家族みんなが笑顔になるための育児」を支援する「父親育児支援」団体である。

父親の変化から家庭の変化を期待し、母親の育児ストレスの軽減、女性の社会参加、少子化対策など社会がより豊かになるための取り組みを行う。結果として自分、家族、社会が豊かになることを目的とする。

第3条 (事務所)

この団体の事務所を静岡県富士市大淵 2833-5 に置く。

第4条 (活動内容)

この団体は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 主に父親に向けた交流の機会の提供
- (2) 父親育児支援についての講演

第5条 (会員)

会員とは、この団体の目的に賛同し入会手続きを行った者とする。

第6条 (入会)

会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し代表の承認を得なければならない。

第7条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号いずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時
- (2) 本人が死亡した時
- (3) 除名された時

第8条 (退会)

会員は代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

第9条 (除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局会議での議決により、これを除名することができる。

- (1) この団体の名誉をき損し、または目的に反する行為をした時

第10条 (役員)

この団体に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 総務

第11条 (選任等)

- 1 副代表は代表が指名する。
- 2 役員については代表が選任し、事務局会議において承認を得る。
- 3 役員の名を事務局メンバーと呼ぶ

第12条 (職務)

- 1 代表はこの団体を代表し、統括する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときまたは代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 総務は、団体の事務の取りまとめを担当する。

第13条 (規約変更)

この規約を改定、または追加しようとする時は事務局メンバーの半数の議決を経て変更することができる。

附則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。